

# 高周波利用設備許可申請について

2023年10月

株式会社ノイズ研究所  
生産管理部 品質管理 G

## はじめに

高周波を利用する設備のうち、一定の要件を満たしている設備は、高周波利用設備となります。電波法100条の規定により、設置につきましては、総務大臣の許可を得る必要があります。弊社試験器のうち、その一部が高周波利用設備に該当します。該当する試験器および設置許可申請内容につきまして、次ページを参照願います。

高周波利用設備の届け出制度の詳細は、総務省のホームページをご参照ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/highfre/>

尚、申請書の提出先ですが、各地域の総合通信局となります。

北海道総合通信局（管轄区域：北海道）

東北総合通信局（管轄区域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

関東総合通信局（管轄区域：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）

信越総合通信局（管轄区域：新潟、長野）

北陸総合通信局（管轄区域：富山、石川、福井）

東海総合通信局（管轄区域：岐阜、静岡、愛知、三重）

近畿総合通信局（管轄区域：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

中国総合通信局（管轄区域：鳥取、島根、岡山、広島、山口）

四国総合通信局（管轄区域：徳島、香川、愛媛、高知）

九州総合通信局（管轄区域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

沖縄総合通信事務所（管轄区域：沖縄）

## 申請に必要な書類

- ・高周波利用設備許可申請書
- ・添付書類（装置分）
- ・添付図面（装置の外観図または写真、設置場所付近の図面）

申請書の記載方法につきましては、各地域の総合通信局のホームページにて紹介されておりますので、そちらも併せてご参照願います。

弊社製試験器につきましては、高周波出力が50Wを超えるもの、且つ、パルスの繰り返し周波数が10kHz以上の試験器が、高周波利用設備の「各種設備」に該当します。  
 ファスト・トランジェント/バースト試験器FNSシリーズ、および車載用過渡サージ試験器ISSシリーズの一部が該当します。具体的なモデル名は後述に記載します。

なおその他に、弊社が販売するRF関連製品のアンプ、車載サージ試験器のバイポーラ電源などで周波数が10kHz以上、且つ、高周波出力50Wを超える出力でご使用される場合、高周波利用設備の対象となります。

●「高周波利用設備許可申請書」の記述方法：

記入例は4ページ目を参照下さい。

申請する代表者名を記述します。支社や、工場など下位組織に設置する場合は、その代表者を代理人の欄に記載します。ノイズ試験器は、高周波利用設備の「各種設備」となります。

●「添付書類（装置分）」の記述方法：

記入例は5ページ目を参照下さい。

使用周波数等、モデルごとに記載する値が異なる項目があります。下記をご参照下さい。

高周波利用設備に該当するモデルについて、必要事項を列記しております。

モデル名のアスタリスク（\*）は任意の数字またはアルファベットを示します。

黄色の箇所は、弊社製品では全機種共通の記載内容となります。

水色の箇所は、お客様の使用環境等により記載いただく箇所です。

項目	記述内容	
(装置の別)	装置の納入台数を表す。 初回は、第1と記述。 増設の変更は、第2、第3番目を指定。 複数台の場合は、第1-第3のように記述。	
(1) 使用周波数	パルスの発生周波数（中心周波数）を記載。	
	FNS-AX4-A20/B63	250MHz
	FNS-AX II / AX3-A16*/B50*	250MHz
	ISS-7630	250MHz
(2) 発振方式	他励	
(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	パルス周波数のエネルギーの99%を含む周波数スペクトラムの上限・下限を記載します。	
	FNS-AX4-A20/B63	±250MHz
	FNS-AX II / AX3-A16*/B50*	±250MHz
	ISS-7630	±250MHz
(4) 高周波出力	パルスの尖頭値電力を記載します。	
	FNS-AX4-A20/B63	125kW
	FNS-AX3-A16*/B50*	115kW
	FNS-AX II	101kW
	ISS-7630	613W
(5) 負荷と電極の結合方式	容量結合	
(6) 装置内電源ろ波器	電源のノイズフィルタの有無を記述	

	当社製品は、“有り”を記述	
(7) しゃへい部分	全部	
(8) 機器の製造者名	ノイズ研究所と記述	
(9) 機器の型式又は名称	モデル名を記述	
(10) 機器の製造番号	製造番号を記述	
(11) 高周波そく流線輪	使用しているチョークコイル：無	
(12) 電源ろ波器	ノイズ試験器以外の電源フィルタの有無を記載	
(13) しゃへい室等	設置する部屋を記述する	
(14) その他の工事設計	特記事項があれば記載	
(15) 添付図面	「装置の外観を示す図又は写真」を添付	
(16) 無線設備規則第65条 第1項における区別	第三号	
(17) 定格入力電力	定格入力電力（試験器の駆動電源）を記載すること。	
	FNS-AX4-A20/B63	120VA
	FNS-AX II / AX3-A16*/B50*	120VA
	ISS-7630	110VA
(18) 無変調搬送波状の 妨害波の発生	“無”にチェック	
(19) 無変調搬送波状以外の 変動妨害波の発生	“無”にチェック	
3 参考事項	FNS-AX4-A20/B63	インパルス電圧：2500V(50Ω負荷) インパルス幅：50ns インパルス周期：0.1kHzから2MHz
	FNS-AX3-A16*/B50*	インパルス電圧：2400V(50Ω負荷) インパルス幅：50ns インパルス周期：0.1kHzから2MHz
	FNS-AX II	インパルス電圧：2250V(50Ω負荷) インパルス幅：50ns インパルス周期：0.11kHzから1MHz
	ISS-7630	インパルス電圧：175V(50Ω負荷) インパルス幅：150ns インパルス周期：1kHzから100kHz

平成 28年 4月 1日

関東総合通信局長 殿

申請者 郵便番号  
(注1)  
住 所 神奈川県相模原市中央区千代田 1 - 4 - 4  
氏名 (商号又は名称) 株式会社〇〇 印  
代表者の役職名及び氏名 代表取締役社長 〇〇 印  
電話番号 042-712-2021

代理人 郵便番号  
住 所  
氏名 (商号又は名称) 印  
代表者の役職名及び氏名 印  
電話番号

高周波利用設備 ( 各種設備 ) (注2)を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

注1 記載は、次によること。

- (1) 氏名については、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
  - (2) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。  
(この場合には申請者の押印は必要としないこと)
- 2 括弧内は、電力線搬送、誘導式通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
  - 3 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
  - 4 郵便切手をはり、かつ、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は添付書類1通を封入しうるものとし、郵便切手はこれを内容とする郵便物の郵便料金に相当するものとする。

申請書  
高周波利用設備 届書 (注1)の添付書類( 1 装置分)(注2)

※整理  
番号

1 工 事 設 計	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数 帯幅又は周 波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極 の結合方式	(6) 装置内電源 ろ波器	
	第1	250MHz	他励発振	±250MHz	125kW	容量結合	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(装置の別)	(7) しゃへい部分	(8) 機器の製造者名		(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号		
	第1	全部	株式会社ノイズ研究所		ファスト・トランジエント/ハート試験 器 FNS-AX4-B63	FNS999999		
	(11) 高周波そ く流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) しゃへい室等		(14) その他の工事設計	(15) 添付図面		
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	アしゃへい室 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 材料 構造 m× m× m イ設備を設置する建物の構造  鉄骨・コンクリート造り 2階建て 1階に設置		電波法第100条第5項に おいて準用する同法第28 条,第30条及び第38条 に規定する条件に合致して いる。	<input type="checkbox"/> ア 線路系統図 <input type="checkbox"/> イ 装置の系統図 <input checked="" type="checkbox"/> ウ 装置の外観を示す 図又は写真		
	(16) 無線設備規則第65条第1項における区別					(17) 定格入力電力		
	第三号					120VA		
	(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生				(19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生			
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
2 設置場所付近の図面	<input checked="" type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図							
3 参考事項	インパルス電圧：2500V(50Ω負荷) インパルス幅：50ns インパルス周期：0.1kHz から 2MHz							
4 氏名又は名称	ふりがな	かぶしきがいしゃ〇〇				6 設備の種別	各種設備	
4 氏名又は名称	ふりがな	株式会社〇〇						
5 住 所	ふりがな	かながわけん さがみはらしちゅうおうく ちよだ 神奈川県相模原市中央区千代田 1-4-4				郵便番号	252-0237	
5 住 所						電話番号	042-712-2021	
7 設置の目的	電子機器のノイズ耐性試験							
8 設 置 場 所	神奈川県相模原市中央区千代田 1-4-4 事業所内 郵便番号 252-0237 電話番号 042-712-2021 担当者 〇〇							
9 高周波電流を 通ずる線路	(1) 種 別	(2) 区 間	10 許可の番号		11 許可の年月日			
			空欄のまま					
※ 備 考	使用周波数が他の通信設備に妨害を与える場合は、その妨害を除去するよう措置すること。							

※前ページの高周波利用設備申請書の添付書類のフォーマットですが、2023年10月現在、一部の総合通信局の申請書類では、下記項目が追記されています。

『12 電波法施工規則別表第6号第1の表2の項の(1)の適用の条件の適合』

上記項目は、新規に申請を行う場合、回答は記載不要です。

すでに認可を受け設置されている高周波利用設備に対し、改造等を行う場合の記載項目となります。

●添付図面（装置の外観図 又は 写真）



MODEL : FNS-AX4-B63

外形寸法 W 430×H 199×D 370 mm 質量 約 22 kg

●添付図面（設置場所付近の図面）



設置場所付近の図面は、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建築物、道路及び空地等の状況を示したものです。工場内の敷地図、配置図等は従前のおり不要です。